工事請負契約書（案）

工 　事 　名　　　鳥取大学（三浦）附属図書館外壁改修工事

請負代金 金　 　　　円也

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　 　　円也）

発注者　国立大学法人鳥取大学　学長　原田　省　と　受注者　 　　　　との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第１条　受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。

第２条　工事は、鳥取県鳥取市湖山町南４丁目１０１番地（鳥取大学三浦団地構内）において施工する。

第３条　着工時期は、契約書締結日の翌日とする。

第４条　完成期限は、令和７年１１月２８日とする。

第５条　契約保証金は納付する。ただし、国立大学法人鳥取大学が認めた有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第６条　受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険を締結するものとする。

第７条　請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、３回以内に支払うものとする。

第８条　完成通知書は、施設環境部企画環境課に送付するものとする。

第９条　請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）の請求書は、施設環境部企画環境課に送付するものとする。

第１０条　請負代金については、金　　　　　　　　　　　　円以内の額を前払金として前払いするものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。

第１１条　請負代金については、金　　　　　　　　　　　　円以内の額を中間前払金として前払いするものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。

第１２条　解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。

第１３条　この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人鳥取大学が定めた工事請負契約基準によるものとする。

第１4条　発注者は、受注者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができるものとする。

２　発注者が前項の規定により契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わない。

３　第１項の規定により発注者が本契約を解除した場合には、受注者は発注者に対し、請負代金の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うものとする。

第１5条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、受注者間において協議して定めるものとする。

契約の成立を証するため、発注者、受注者は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、２通作成し、双方で各１通を所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

発　注　者　　鳥取県鳥取市湖山町南四丁目１０１番地

　　　国立大学法人鳥取大学

学　　　長　　　原　田　　省

受　注　者